

科目等履修（教職コース）対象者

① 教育職員免許法第5条別表第1を根拠に一部不足科目単位の修得をする方

※前大学・前学籍等で教育実習・教育実践演習が修得済であることが必須です。

※本学開講科目は、「科目等履修（教職コース）開講科目」表を参照してください。

② 教育職員免許法第6条別表第3を根拠に上級免許状を取得する方

普通免許状を所有し、教員として良好な勤務成績で法定の最低在職年数を超えて勤務した実務証明責任者の証明を有する方が所定単位を修得することで上級教員免許状を取得することができます。修得単位数は最低在職年数を超えると、1年毎に5単位減少します（10単位まで）。教員としての実務経験期間、履修科目・単位の内訳等、詳細については必ず勤務地又は居住地の都道府県教育委員会の説明・指導を受けてください。「科目等履修（教職コース）開講科目」の表を参照してください。

【免許法第6条別表第3】

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	
所要資格		有することを必要とする教員の免許状	第2欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における主幹教諭、指導教諭、教諭または講師として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数	
受けようとする 免許状の種類					
	幼稚園教諭	1種免許状	2種免許状	5年	45
		2種免許状	臨時免許状	6年	45
	小学校教諭	1種免許状	2種免許状	5年	45
2種免許状		臨時免許状	6年	45	

③ 教育職員免許法第6条別表第8を根拠に隣接校種の教員免許状を取得する方

普通免許状を所有し、教員として3年以上良好な勤務成績で勤務した実務証明責任者の証明を有する方が所定単位を修得することで隣接校種の教員免許状を取得することができます。教員としての実務経験期間、履修科目・単位の内訳等、詳細については必ず勤務地の都道府県教育委員会の説明・指導を受けてください。「科目等履修（教職コース）開講科目」の表を参照してください。

◇教育職員免許法第6条別表第8の改正について〔2022年（令和4年）7月1日施行〕

「普通免許状を有する者が教育職員免許状別表第8により他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象に、授与を受けようとする免許状に係る学校及び学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものを追加することとする」

次頁表の第3欄に記載されている在職年数の対象が変更になりました。

〔免許法第6条別表第8〕

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	第2欄に定める各免許状を取得した後、当該免許状又は第1欄に定める免許状に係る学校（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部を含み、幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。）における主幹教諭等（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう。）として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第2欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数
幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	3年	6
小学校教諭2種免許状	幼稚園教諭普通免許状	3年	13
	中学校教諭普通免許状	3年	12

※1 教員免許法第6条別表第8における「実務証明責任者」とは、国立学校・公立学校にあっては所轄庁、私立学校にあってはその私立学校を設定する学校法人の理事長となります。

※2 修得することを要する単位数の内訳は、下表〔教育職員免許法施行規則18条の2〕を参照してください。

〔教育職員免許法施行規則第18条の2〕

免許法別表第8に規定する単位の修得方法は、次の表に定めるところによる。

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	最低修得単位数					
		保育内容の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導及び生活指導、教育相談等に関する科目		大学が独自に設定する科目
					道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
幼稚園教諭 2種免許状	小学校教諭 普通免許状	6					
小学校教諭 2種免許状	幼稚園教諭 普通免許状			10	1	2	
	中学校教諭 普通免許状			10		2	

備考

※各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、小学校教諭の2種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち5以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ2単位以上を、中学校教諭の2種免許状又は高等学校教諭の1種免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

※教育職員免許法施行規則第18条の2に規定する単位を本学で修得する場合、本学で開講している科目を修得していただきますが、教員免許法で定める所定単位数を超過した単位数の修得が必要になる場合があります。詳細は勤務地等の都道府県教育委員会に確認してください。

例) …小学校教諭2種免許状を取得希望する場合

「生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」は上表では2単位となっていますが、本学の該当科目は「生徒進路指導論」（2単位）、「教育カウンセリング」（4単位）の計6単位となります。

④ 教育職員免許法施行規則第 10 条の 2 を根拠に 1 種免許状を取得する方

「学士の学位」及び 2 種免許状を取得した方が免許状第 5 条別表第 1 の規定により、1 種免許状の授与を受けようとするときは、1 種免許状に係る単位数のうち 2 種免許状に係る単位数を修得したものとみなし、不足分の単位数を修得することにより 1 種免許状を取得することができます。

詳細については必ず勤務地又は居住地の都道府県教育委員会の説明・指導を受けてください。「科目当履修（教職コース）開講科目」の表を参照してください。